

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた大船渡港港湾計画を次のとおり変更した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

土地の利用形態の変更に対応するため、次の施設について計画を変更する。

道路

臨港道路野々田幹線（既定計画の変更計画）

起点 茶屋前地区公共埠頭

終点 市道永沢7号線 2車線

臨港道路野々田1号線（既設の変更計画）

（区間A）起点 市道区画道路8-8号線

終点 県道丸森権現堂線 2車線

（区間B）廃止

既定計画
臨港道路野々田幹線
起点 茶屋前地区公共埠頭
終点 県道丸森権現堂線 2車線
既設
臨港道路野々田1号線
（区間A）起点 臨港道路野々田幹線
終点 県道丸森権現堂線 2車線
（区間B）起点 臨港道路野々田幹線
終点 臨港道路野々田1号線（区間A） 2車線

(2) 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、次の施設について計画を変更する。

茶屋前地区

緑地 面積4ヘクタール（うち1ヘクタール既設）（既定計画の変更計画）

既定計画
緑地 面積5ヘクタール

(3) 土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ヘクタール

地区名 \ 用途	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
茶屋前地区	(3) 3	(13) 13	(53) 53		(4) 4	(74) 74
野々田地区	(7) 7	(4) 4		(3) 3	(2) 2	(16) 16

既定計画

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
茶屋前地区	(3) 3	(13) 13	(53) 53		(5) 5	(74) 74
野々田地区	(7) 7	(4) 4		(3) 3	(2) 2	(16) 16

注1 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数を示す。

2 今回の変更に係る用途のみ記述した。

3 端数整理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

(4) 港湾の効率的な運営に関する事項

野々田地区及び永浜・山口地区において、物流サービスの水準を向上させるため、港湾利用やサービス向上についての協議会等の設置や活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター